

# (新法人設立支援タイプ)

熊本県内の農業経営者の皆さまへ

## 「農の雇用事業」 参加者募集!

※詳細は必ず募集要領をご確認下さい。



全国農業会議所では、地域の担い手となる法人経営体を増やしていくため、農業法人又は経営の移譲を希望する個人経営者が就農希望者を一定期間雇用し、新たな法人を設立するために実施する、農業技術・経営能力を習得させるための研修に対して必要な経費を助成する「農の雇用事業」(新法人設立支援タイプ)の参加者を募集します。

事業の実施を希望される熊本県内の農業法人等の方は、**令和2年5月7日～6月5日(必着)**までに一般社団法人熊本県農業会議(裏面記載)に必要な申請書類を提出してください。

### 助成内容

【助成額】年間最大120万円 (研修生が多様な人材の場合は年間150万円)

(3年目以降は年間最大60万円)

<内訳> ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

(研修生が多様な人材の場合は、月額最大122,000円)

(3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 **年間最大120,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

(研修生が多様な人材の場合は、年間最大420,000円)

(3年目以降の助成額は年間最大6万円)

【助成期間】**最長48ヵ月**

(今回の募集では、2年目までの研修を助成します。3年目以降については、別途審査を行った上で助成する予定です。)

### 令和2年度第2回募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
2020年5月7日 ～2020年6月5日	2020年8月1日 ～2022年7月31日	2019年8月1日 ～2020年4月1日

令和2年度は今後第3回:11月(7・8月募集)、第4回:2月(10・11月募集)研修開始分を募集予定。

(注)研修期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

(注)研修実施経費の一部を支援するものであり、経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではありません。

### 応募の流れについて

研修開始日までに  
就業開始してから原則  
4ヶ月以上かつ1  
年未満の正社員

応募申請  
(5月7日～  
6月5日)

書類  
審査

審査結果  
通知  
(7月下旬)

研修開始  
(8月1日～)

## 【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと。
- ③ 研修生との間で、従業員として雇用契約を締結すること
- ④ 研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。  
また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。(研修生が障害者の場合は20時間以上)
- ⑥ 応募する年度の過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上であること。
- ⑦ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、継続勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6ヶ月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。
- ⑧ 以下の全ての項目について、就業規則若しくはその他これに準ずるものに規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。
  - (ア) 労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。
  - (イ) 毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。
- ⑨ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たにに取り組むこと。ただし(イ)の場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。
  - (ア) 就業規則又はその他これに準ずるもの(労使協定の締結を含む)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2445時間以内とすることを規定すること。
  - (イ) 従業員のモチベーションアップの仕組みを整備すること。
  - (ウ) 農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

## 【研修生の要件】

- ① 研修終了後1年以内に新たに農業法人を設立する強い意志があり、研修開始時点で50歳未満の者。
- ② 研修開始日時点で就業期間が4ヶ月以上であること。
- ③ 過去の農業経験が研修開始日時点で5年以内であること。

◆熊本県での問い合わせ先:一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課)  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁本館9階  
TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468  
詳しくはインターネットで URL <https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>